

農薬取締法の改正

昨年、無登録農薬が全国的に流

通し、使用されている実態が明らかとなり、国民の「食」に対する信頼を損なう大きな問題となりました。

このため、昨年十二月に農薬取締法が改正され、①無登録農薬の製造・輸入、使用の禁止（販売は従来から禁止）、②農薬使用基準に

違反する農薬使用の禁止、③期間の強化などが定められ、三月十日からこの改正法が施行されました。家庭菜園も含め、すべての作物に

ついて、適用されますので十分に内容を理解して、農薬を適正に使用してください。

改正内容

- 一 無登録農薬の製造及び輸入の禁止
無登録農薬の流通を未然に防止するため、無登録農薬の製造及び輸入が禁止されます。また、個人輸入等も対象になります。
- 二 輸入代行業者による広告の制限
個人輸入を仲介する輸入代行業者等が、虚偽の宣伝や登録を受けていると認識されるような広告を制限されます。
- 三 無登録農薬の使用規制の新設
無登録農薬を農作物等の防除に用いることが法的に禁止されます。
- 四 農薬の使用基準の設定
無登録農薬を使用すること、また登録農薬であっても農薬使用者が遵守すべき基準に違反して、農薬を使用することは禁止されます。
- 五 法律違反の罰則の強化
農薬の製造・輸入又は販売に関する規定に違反したものに對する罰則を強化するとともに、無登録農薬を使用したもの及び使用基準に違反したものに對して、新たに罰則が設けられました。

農薬の適正使用

- ◆使用に係わる義務違反
三年以下の懲役
百万円以下の罰金
◆販売に係る義務違反
三年以下の懲役（個人）
百万円以下の罰金（個人）
一億円以下の罰金（法人）
- 農薬の使用は、そのラベルに書いてあることを守るのが基本です。
◆ラベルの見方
①登録番号
この番号が無い物は農薬として使用できません。
②名称及び商品名
同じ成分でも商品名（類型）
- ③成分
有効成分やその他の成分が表示されています。
④毒物及び劇物表示
毒物・劇物には医薬部外品○の表示がありますので、取り扱いには充分注意してください。
⑤危険物表示
危険物に該当する農薬にはこの表示があります。

○〇フロアブル、○〇乳剤が違うと対象作物や希釈倍率が異なる場合があるので注意してください。

有効成分やその他の成分が表示されています。

毒物・劇物には医薬部外品○の表示がありますので、取り扱いには充分注意してください。

危険物に該当する農薬にはこの表示があります。

(表)

農林水産省登録
第○○○○○号

殺虫剤
○○○水和剤
△△△△水和剤

【成分】：○○○レート・・・○○％
界面活性剤・・・▲▲％

医薬用外毒物
火気厳禁

(表)

適用病害虫と使用方法・・・⑤

作物名	適用病害虫	希釈倍率	散布量	使用時期	総使用回数	使用方法
○○○	◇◇◇◇病	□□□倍	○L/10a	○○日前	△回	散布
△△△	■●●●病	◆◆◆倍	▽L/10a	△△日前	○回	散布

安全使用上の注意・・・⑦



- ⑥表で示されています。
作物名：記載されている作物だけに使用できます。
適用病害虫：記載されている病害虫・雑草のみ使用できます。
希釈倍率・使用時期：記載事項を守らないと被害が生じたり、収獲物が農薬残留基準を超えるおそれがあります。
総使用回数：収穫までの使用回数が記載されています。商品名が違っても同一成分の農薬もあるので注意しましょう。
⑦特に注意を要する事項は、注意喚起マークが表示されています。